

■医療費控除は領収書の提出が不要になりました

裏面の明細書を作成し、提出することで領収書の添付が不要になります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなくてはなりません)

※健康保険組合等が発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できますが、確定申告までに医療費通知が届かない場合もありますので、その際は裏面の明細書を作成してください。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療

2/18	■ 病院	診療	6,000円	①
5/28	■ 病院	診療	3,400円	①
	▲ 薬局	医薬品	700円	②

国税花さんが受けた医療

9/13	○ 診療所	診療	3,900円	③
		医薬品	1,100円	③

医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書

1 医療費通知に関する事項

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■ 病院	☑ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円
② 同上	▲ 薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円
③ 国税花子	○ 診療所	☑ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円

国税庁よりお知らせ

申告期間中は窓口が大変混雑します。郵送による提出やインターネットを利用した申告がおすすめです！！

◎国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する市役所や税務署の申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。また、ご不明な点は電話で問い合わせることもできます。作成した確定申告書はe-Taxで送信、もしくは印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

◎平成31年1月からは、従来のマイナンバーカードとICカードリーダーを使った方法に加え、事前に税務署で取得したID・パスワードを利用して、申告書をe-Taxで送信できるようになりました。マイナンバーカードやICカードリーダー・ライタなどが不要なのでぜひ、ご活用ください。

◎給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方、医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)をはじめ、配偶者控除や扶養控除を申告する方も、入力簡単な「スマホ専用画面」を用意しており、ID・パスワードを利用してe-Taxで申告することができますので、該当の方は「スマホ専用画面」をご利用ください。

※ID・パスワードは事前にお近くの税務署にて、運転免許証などの本人確認書類を提示して、事前に発行していただく必要があります。

スマートフォンを使って申告できます！

申告書の作成はこちらから！



【作成コーナーの操作方法などに関するご質問はヘルプデスクへ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570 - 01 - 5901

■月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(休祝日を除く)

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

【ご相談、お問い合わせは、土浦税務署へ】

☎ 029 - 822 - 1100 (自動音声案内) 住所: 〒300-8601 土浦市城北町4番15号